

令和4年度のおもな変更点と留意事項

○公募要領について

- 事業規模について、予算の範囲内で1件あたり最大で350万円程度に変更になりました。
- 提出書類について、書類はすべて、誓約書を除き、編集可能な電子データの形式（形式はMicrosoft Word・Excel・PowerPoint とする）と、審査委員が審査で利用する pdf 形式の両方を提出してください。なお、Microsoft Word・Excel・PowerPoint の形式で提出できない資料がある場合は PDF 形式のみでの提出も認めます。

○仕様書について

- 伝統工芸については、下記のとおり例示しました。
「伝統工芸」は陶芸、染織、漆芸、金工、その他の伝統的な工芸技術を用いて作られた工芸品のことを指す。
 - 企画にあたっては、我が国の工芸界に関する課題を分析した上で研修の目的を設定し、その目的達成に資する研修内容を設定することとしました。
 - 事業の成果物として作成する業務実施報告書には、各受講生が研修を通じ、伝統工芸作家または文化財保存技術者としての意識が涵養されたこと、もしくは技量が向上したことなどの成果を示し、また、今後の自己理解に資する研修日誌もしくはレポート（1000字以上）を作成のうえ添付すること、としました。また講師による講評等を行った場合は、その内容を記載することとしました。
- ※ 詳細については実施要項や公募要領、仕様書等をよく参照してください。また経費の計上にあたっては、「経費計上の留意事項等」をよくご確認ください。

(本件連絡先)

文化庁文化財第一課調査係

TEL. : 03-5253-4111 (内線 3 1 5 4)

MAIL : bunkazail@mext. go. jp